

平成22年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第1号

---

平成22年3月2日(火曜日)午前10時21分 開 会

---

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
6番	佐藤文雄君	15番	桂木庸雄君
7番	中根光男君	16番	関利夫君
8番	鈴木良道君	17番	圓城寺正道君
9番	石井幸雄君	18番	栗山千勝君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

---

欠席議員

5番	井坂悦司君	19番	山内庄兵衛君
----	-------	-----	--------

---

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	坂本裕司君
副市長	圓城寺和則君	土木部長	松澤徳三君
教育長	大竹三千代君	会計管理者	竹村篤君
市長公室長	塚野勇君	消防長	岡崎勉君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	菅谷憲一君	農業委員会事務局長	板橋信雄君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

---

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
諸般の報告  
日程第 3 施政方針演説

- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第 1 号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 18 号 平成 21 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 19 号 平成 21 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 20 号 平成 21 年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 21 号 平成 21 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第 22 号 平成 21 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 23 号 平成 21 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 24 号 平成 22 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 25 号 平成 22 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 22 年度かすみがうら市老人保健特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 22 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 22 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 22 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 22 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 22 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 32 号 市道路線の認定について

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
諸般の報告
- 日程第 3 施政方針演説
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第 1 号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について  
議案第 2 号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について  
議案第 3 号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7 号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8 号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 11 号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 12 号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- 議案第13号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第18号 平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計予算
- 議案第27号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第30号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第32号 市道路線の認定について

---

開 会 午前10時21分

○議長（桂木庸雄君）

それでは、ただいまの出席議員数は18名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、19番山内庄兵衛議員、5番井坂悦司議員より所用による欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから、平成22年かすみがうら市議会第1回定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

### ○議長（桂木庸雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、6番 佐藤文雄君、7番 中根光男君、8番 鈴木良道君を指名いたします。

---

## 日程第 2 会期の決定

### ○議長（桂木庸雄君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期日程案に示すとおり、本日から23日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

最初に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんお祈ります。

次に、平成21年第4回かすみがうら市議会定例会会議録を配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定による平成21年11月から平成22年1月までの月例出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんお祈ります。

次に、かすみがうら市教育委員会委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、平成21年度教育委員会の運営状況及び教育委員会の所管する事務事業の点検・評価報告書の写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんお祈ります。

次に、本日までに受理した請願は、請願文書表に記載してありますように、請願第1号「核兵器の廃絶を求める請願書」の1件であり、所管であります総務委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、本日までに陳情等3件を受理し、お手元に配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、議員派遣の報告を行います。

2月5日、茨城県市議会議長会主催により平成21年度第2回議員研修会が、神栖市において開催され、石井幸雄君、井坂悦司君、小松崎誠君の3名が参加しましたので、代表して小松崎誠君より研修概要の報告を求めます。

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

茨城県市議会議長会平成21年度第2回議員研修会の結果報告を申し上げます。

平成21年第4回定例会において議員派遣の決定を受けました私ほか2名の議員は、去る2月5日、神栖市の鹿島セントラルホテルにおいて、茨城県市議会議長会主催による平成21年度第2回議員研修会に出席してまいりました。

専修大学の加藤幸雄先生を招いて、「分権時代の議会の役割と議会の改革」という演題で講演がありましたので、その研修概要についてご報告申し上げます。

講演の中で、日本の地方自治体の政治制度は、米国の大統領制度を導入したことにより、二元代表制と機関対立型システムを採用しており、さらには迅速化、専門化、柔軟性を図ることを目的として、各委員会を設置しております。

米国の議会の主な役割は、議員による立法権や立法修正権であります。しかし、日本の自治体議会は、これらが非常に少ないというのが現状であり、これらを高めていくことが分権時代に求められていると述べられております。

一方、行政のチェック機能である一般質問においては、特に重複質問が多数見受けられ、非効率な議会が見受けられるとの指摘がありました。また、効率的、効果的な予算を編成するためには、決算審査でどの点を見直すべきかを審査することが、より重要な点でもあると言っておられました。

地方分権の推進により機関委任事務が廃止され、自治事務や委任事務となり、議会の責任が非常に大きくなったこと、具体的には、条例の制定に当たっては国の準則や通達が廃止されたことにより、地域的、個別的な法規範の考え方が、議会判断として重要となってきていると述べられております。

議会を改革するためには、まず議会はだれのためにあるのかという原点を再認識し、政策提言型の議会に改革することであると述べられております。そのためには、一般質問で質問のみを行う形から、政策提言を行う方向に重点を置くべきであると提言されておりました。

片や、個別の政策を論じるために全員協議会を活用し、政策討論等の議員同士の自由討議の場を設けることも必要であると述べられております。

講演の中の幾つかの言葉を取り上げましたが、議会の改革に向けて、我々議員も議会はだれのためにあるのかという原点に立ち返り、さらに前向きに取り組まなければならないと、強く感じてまいりました。

以上で、茨城県市議会議長会平成21年度第2回議員研修会の報告といたします。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、諸般の報告を終わります。

---

日程第3 施政方針演説

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、市長より平成22年度の施政方針演説がありますので、発言を許可いたします。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

本日、平成22年度一般会計予算を初めとする重要諸案件を提案するに際し、ここに私の市政運営の基本的な考え方を所信として申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成17年3月に誕生した我が市は、今5年という節目に立ち、さらには私が市長に就任してから本年7月で4年の任期を迎えます。この間、市民の融合や市民目線でのまちづくりの推進、行政改革や入札制度改革への取り組み、また、まちづくり計画においては5つの重点目標を掲げ、将来像の実現に向けた施策に取り組んでまいりました。

また、行政経営の観点から行政評価システムの導入を図り、総合的な視点からの事業評価や効率的な事業運営など、行財政運営の推進に努めてきたところであります。

しかし、国主導の財政構造の変革の影響や、一昨年以来の世界的金融不安を契機とした景気低迷の影響は、地方経済の一段の冷え込みや雇用不安を引き起こし、国民の政治に対する不満や社会的不安の大きな要素となってまいりました。

これらの社会的閉塞感を払拭するねらいで、国においては数次の経済対策を実施し、景気回復を目指してまいりました。しかし、グローバル化の一層の進展など社会の大きな変革の流れの中で、地方経済はいまだ厳しい状況が続いております。最近の傾向としても、自動車や電機などを除いた非製造業の多くの分野は、今やデフレの状況にあると言われております。

このような社会背景の中で、国政においては、昨年8月の衆議院議員選挙において、歴史的な政権交代が行われました。鳩山政権においてはコンクリートから人への方針のもと、予算編成のプロセスの変更や子ども手当など、マニフェストに掲げた個人給付を重視する施策実現のため、新年度予算の財源手当てとして、国債発行額もかつてない44兆円を超えております。

今後も、少子高齢化社会の進展に伴い、社会保障費の一層の増大が見込まれる中で、現下の厳しい経済や雇用状況、円高・デフレ等の状況を踏まえますと、税収不足は予断を許さない状況にあり、消費税を初めとする新たな財源の確保策が急務となっております。

このような経済状況の中で、新政権は「あすの安心と成長のための緊急経済対策」として、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を平成21年度第2次補正予算として成立をさせました。本市におきましてもこの交付金が地域活性化の糸口になることを期待し、公共施設の修繕など、きめ細かな対策を計画したところでございます。

このように、国策の変革、制度の変革、経済状況の変革が進む中で、地方が元気を取り戻し、活力ある地域社会を形成していくためには、経済対策はもとより、市民と行政がよりよいパートナーとなり、知恵と汗を出し合いながら協働によるまちづくりを進めることが、一層重要となってきております。

市民の皆さんが夢と希望を持って、学び、働き、そして長寿社会をだれもが健やかで生きがいを持って楽しめる、人生の活躍の舞台づくりが私の目指すまちづくりであり、ことしはそのスタートにしたいと考えております。

それでは、本市の総合計画におきまして示した将来像「きらきら いきいき ふれあい育む豊かなめぐみ野」の実現に向けたまちづくりへの取り組みにつきまして、施策体系に沿って基本的

な考え方を申し上げます。

第1に、「自然と調和した快適なまちづくり」につきましては、近年地球温暖化など、地球規模で、しかも世代を超えて影響を及ぼす地球環境問題が顕在化し、将来にわたっての影響が懸念をされております。茨城県では、時限的に茨城県森林湖沼環境税を導入し、森林の保全や霞ヶ浦を初めとする湖沼、河川の水質保全に対する施策を重点的に行っております。

本市においても、国や県の政策に応じ、人が自然環境に与える負荷を減らすことを念頭に置いたまちづくりを進めてまいります。

市街化の進む住宅密集地において、わかりやすい市街地を目指し、市民の皆様のご理解を得ながら住居表示区域の拡大を図ってまいります。

また、大規模地震や自然災害に備え、住民が安心して暮らせる震災に強いまちづくりを目指し、耐震改修促進計画の策定や、木造住宅耐震診断士を派遣することで木造住宅の耐震診断を促進し、安全性の確保を図ってまいります。

次に、本市の玄関口であります神立駅を、魅力的でにぎわいのある町の顔とするために取り組むこととした神立駅西口地区土地整理事業につきましては、土浦市と連携しながら進めてまいります。

市民の足としての公共交通の整備につきましては、コミュニティバスや乗り合いタクシーの運行を進めながら、地域公共交通総合連携計画に基づき、本年10月を目標にした新たな生活交通体系の構築のための実証運行をしてまいりたいと考えております。

次に、交通基盤の1つであります道路環境については、広域的な進展が期待をされます。国道355号から常磐自動車道へのアクセス道となる都市計画道路土浦新治線や、市川地内から石岡市に至る慢性的な渋滞の解消にも寄与する県道石岡・つくば線が、本年度中には開通の見込みであります。広域的なネットワーク化が進む中で、経済効果や周遊観光の面から大きな効果が期待できますが、一方では交通量の増大も予想され、さらなる交通体系の整備が必要と考えております。

国道6号千代田石岡バイパスにつきましては、この3月開港の茨城空港へのアクセス道として重要な路線であり、早期の完成に向けた働きかけを行ってまいります。

また、地域間の幹線道路である⑥6号線につきましては、平成23年度の完成を目指し工事を進めるとともに、霞ヶ浦環境科学センターへの連絡道にも位置づけられる⑦8459号線についても、早期の完成を目指し整備を進めてまいります。

さらに、地域の道路網の安全性や信頼性を確保するため、橋梁の長寿命化修繕計画を策定をし、計画的な維持管理に努めてまいります。

なお、継続的な要望活動を続けてまいりました五輪堂橋のかけかえにつきましては、恋瀬川河川改修に伴い実施されることとなりました。茨城県や石岡市と協力しながら推進してまいります。

次に、快適な住環境の整備につきましては、生活環境の改善や、公共用水域の水質保全を図るため、引き続き加茂・松崎地区において特定環境保全公共下水道整備事業を実施するとともに、一層の促進に取り組んでまいります。さらには、高度処理型浄化槽の設置促進を図ってまいります。

上水道事業につきましては、適正な施設の維持管理に努めながら、給水区域の拡大や配水管の更新を中心として、既存施設の計画的な改修や水資源の有効利用など、安全で安心な水道水を供



給してまいります。

公園や緑地につきましては、防災機能を担うとともに、地域の交流活動や高齢者等の健康増進の場などとして大きな役割を果たしておりますので、適正な維持管理を行い、だれもが安全で安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

広域共同事業として進めております石岡地方斎場の建設につきましては、建設予定地の埋蔵文化財の発掘調査及び用地造成工事を進め、平成24年の完成を目指してまいります。

環境の保全につきましては、本市の豊かな自然資源を守り、その恵みを将来にわたりまして引き継ぐことを重視し、新たに環境保全監視員を配置し、関係機関等との連携や監視体制の強化を図ってまいります。また、家庭でできる環境対策として、ごみの資源化を目指した分別収集を進めるとともに、ごみ減量推進のための市民の自主的な活動を支援してまいります。

防災機能の充実につきましては、消防防災の効率的な体制づくりの観点から、消防団の再編の計画づくりを進めるとともに、消防水利や消防施設の充実を図り、消防力の強化に努めてまいります。

また、災害に強いまちづくりを目指し、緊急時の連絡網体系の充実を図るため、霞ヶ浦地区と千代田地区で異なる防災無線体系を統一するための調査を行ってまいります。

防犯機能の充実につきましては、都市化や生活時間等の夜型化の進んだ昨今においては、夜間体制や初動捜査体制が重要と考えられます。このため地域の防犯パトロールの強化など、市民活動を一層促進するとともに、駐在所の統合に伴う交番の新設や、警察署、パトカー要員の増強等、県の行う再編整備に協力してまいりたいと考えております。

第2に、「健やか・安心・思いやりのあるまちづくり」につきましては、世界一の長寿社会を誇る我が国において、いかに健康で生きがいを持って生活できるかが大切であります。そのため、子どもから高齢者の方々まで、だれもが住みなれた地域の中でともに生き、安心して暮らしていけるよう、地域が一体となって広く支え合う思いやりのあるまちづくりを進めてまいります。

国民健康保険につきましては、「国民皆保険」の一角を担う制度ではありますが、高齢化社会の進行や、社会情勢の悪化等によりまして、年々財政運営が厳しくなっている状況であります。

医療給付費の伸びなどが続く中で、被保険者の保険料負担が増している状況にあり、負担の適正化などに配慮し、平成22年度においては、一部税率の割合や軽減措置の見直しを行ってまいります。

また、これらの見直しに伴う財政負担につきましては、市民の生活支援を強化するという視点に立って、一般会計からの支援を行います。なお、市民負担の公平性の確保と健全運営を図る視点から、課題であります収納率向上への取り組みを強化してまいります。

保健予防につきましては、世界的に大流行した新型インフルエンザにより、改めて安心できる保健医療体制の必要性を認識したところでございます。このため、医師会や医療機関との連携を強化するとともに、保健予防事業の充実や健康に対する意識の啓発を図ってまいります。具体的には、インフルエンザ予防接種に対する一部助成において、1歳児から中学生まで対象を拡大をいたします。

健康づくりの推進につきましては、「健康寿命」の延伸や、生活の質の向上を目指し、市民一人一人がみずからの健康づくりに意識を持って取り組んでいけるよう、新たな健康ヘルスロード

の設定や、その活用を推進してまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、住みなれた地域の中で元気に暮らしていけるよう、各種支援をしてまいります。特にひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、火災報知器の設置を進めてまいります。

障害者福祉につきましては、障害を持つ方々が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者計画・障害福祉計画に沿った各種の支援策を進めてまいります。

次に、次世代育成の支援強化であります。さきに国から示された子ども・子育てビジョンでは、子ども手当の創設等により、子どもを社会全体で支える方針が示されております。本市においては、安心して子育てができる環境づくりとして、国の施策を一部拡充し、不妊治療や妊産婦健診における負担軽減を支援するとともに、次世代育成支援行動計画に基づき、市の独自事業であります子育て奨励金による支援等の各種施策を継続してまいります。

また、子育て世代への支援措置の拡大策として、待機児童の解消や保護者のニーズに合った保育体制を、民間事業所と連携をしながら整備してまいります。

また、家庭児童相談体制の強化を図り、新たに養育支援訪問を実施するなど、児童の健全育成の観点からも、その環境整備に努めてまいります。

さらに、子育て支援のネットワークづくりを通じて、子育て中の親同士が気楽に交流できる場や機会を提供し、地域が一体となって子どもを育てる環境づくりに取り組んでまいります。

第3に、「豊かな学びと創造のまちづくり」につきましては、若い世代の将来に対する不安感が多いと言われております。このような時代だからこそ、未来へ夢を思い描き、実現に立ち向かってゆく勇気と、汗を流せる勤労観の育成が大事であると考えております。

すべての市民が生涯を通じて豊かな学びを享受し、地域づくりに取り組む、それが限らない可能性を持った子どもたちを地域の力で育てる、そういう教育環境づくりに努めてまいります。

最初に、安全・安心な学習環境づくりの一環でもあります志筑小学校の移転整備につきましては、校舎建築に続いて体育館建設やグラウンド整備を行い、平成23年度当初の開校を目指してまいります。

また、学校施設の耐震化につきましては、診断結果等に基づき、優先して下稲吉東小学校の体育館と下稲吉中学校の校舎の耐震補強工事を行うため、平成21年度の補正予算として措置し、早期に整備を進めてまいります。今後は、統廃合問題と相まって、市民の方々や専門的知識を持った方々のご意見を伺いながら、順次、安全・安心な教育環境の確保に努めてまいります。

次に、教育内容の充実、向上につきましては、急激な社会変化にも対応できる能力と、豊かな心を持つ児童生徒を育成する視点から、ICT機器を活用した教育の充実を初め、英語指導助手による英語科授業の習熟度向上に向けた取り組みを強化してまいります。また、教育水準の向上を図るために、指導主事の増員や、学校生活の中で児童生徒の活動を支援する学校介助員の増員配置を行ってまいります。

また、教育相談につきましては、社会や学校等の環境変化を要因とするさまざまな悩みを抱える児童生徒や保護者がふえている状況から、スクールカウンセラーや教育支援センターを活用しながら、学校と行政の連携のもとで児童生徒の心のケアに努めてまいります。

国際感覚の豊かな人材の育成のため、毎年度実施しております中学生海外派遣事業「少年の

つばさ」につきましては、平成21年度は中止した経緯がありますので、新年度においては派遣されていない学年の生徒を加え、定員規模を拡大して実施してまいります。

生涯学習につきましては、その拠点となります施設の環境整備に努めてまいります。また霞ヶ浦地区の安飾及び牛渡地区の公民館につきましては、老朽化への対応のため、用途廃止した旧第2保育所、旧第3保育所の活用を進めてまいります。これらによりまして、地域コミュニティの醸成が進展をし、まちづくりが一層活性化されるものと期待をいたしております。

スポーツ振興につきましては、2つの総合型地域スポーツクラブの自立と相まって、これまで以上に多くの方が生涯を通じてスポーツに親しめるよう、協働のまちづくりの視点からも相互の協力を図ってまいります。

学術及び文化に関する各種事業に当たっては、長寿社会の進展や多様化するニーズを的確にとらえ、市民の方々へ広く提供をしてまいります。

青少年の健全育成につきましては、家庭における教育力の再生に主眼を置き、引き続きまして家庭教育学級や子育て広場等を開催してまいります。また、市の地域資源であります文化財につきましては、地域魅力を再認識する源ととらえ、それらの保護伝承に努めてまいります。

第4に、「活力ある産業を育てるまちづくり」につきましては、本市の今後の展望を切り開くためには、最も重要なことは、主要産業であります農林水産業の振興であり、収益ある農林水産業を目指した取り組みが必要であります。

また、市民の就業の場を確保する観点からの工業振興や、市民の利便性を確保する商業振興についても取り組んでまいります。

最初に、農林業の振興につきましては、本市には広大な農地があり、県内有数の農業地帯であります。農業従事者の高齢化、担い手の減少など、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。地域の特徴を踏まえた取り組みや産地間競争を勝ち抜くためには、新作物の推進や湖山の宝ブランドの育成を図りながら、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農業振興を図ってまいります。また、関係機関、農業団体との連携を強化し、農業諸施策の推進を図りながら、地域農業の中核的な役割を持つ担い手や、集落営農組織の推進、法人化の促進、農業を体験する取り組み等を進めてまいります。

耕作放棄地防止対策につきましては、農業委員会など関係機関との連携のもと、耕作放棄地対策協議会を活用し、耕作放棄地の再生や利用、遊休農地対策に取り組んでまいります。

放置される山林につきましては、自然災害防止機能の回復や林業の振興を考慮し、身近なみどり整備推進事業を推進し、森林の適正な維持管理を促進してまいります。

次に、水産業の振興です。ワカサギ漁を初めとする水産業は、本市を代表する産業の1つであります。引き続き、外来魚の駆除や、ワカサギ孵化放流、ウナギ稚魚の放流、水産加工特産品キャンペーンや、新商品開発等、水産業の発展を促進してまいります。

次に、商工業振興につきましては、景気の低迷による消費者の購買意欲は下降傾向にある中、市内の小売店等の活性化を図るため、平成21年度に引き続き、プレミアム付き商品券の発行を支援してまいります。

また、まちづくりや就労の基盤となります企業誘致につきましては、向原工業団地において市独自の促進策適用第1号となります事業所が操業を開始いたしますので、企業立地促進の助成を

してまいります。今後も、県下一の企業誘致策をPRし、新たな誘致活動を進めてまいります。

また、霞ヶ浦地区におきましては、大和田バイパス近くに商業施設がオープンする予定であります。雇用の面のみならず、地域経済の効果、さらには市民の利便性の面からも期待をするものであります。さらに、一昨年からの急激な雇用悪化に対しましては、市みずからが積極的な雇用対策に取り組むこととし、新年度予算計上分を含めると、総勢で50人規模の雇用創出を行ったところであります。消費者行政につきましては、消費生活センターの充実など消費者相談窓口を創設し、取り組んでまいりましたが、引き続き市民が安全・安心な消費生活を営むことがきるよう、適正かつ迅速に問題解決を図ってまいります。

観光の振興につきましては、首都圏第3の空港として、この3月11日に茨城空港が開港いたします。韓国アジアナ航空やスカイマークなどの就航が決定したことで、国内外からの観光客も期待をされております。現在、関係自治体で構成します茨城空港周辺地域資源活用推進協議会において、観光情報の発信ための取り組みを行っておりますが、市の独自の情報発信策も検討してまいります。本市は自然環境の豊かな地区であります。霞ヶ浦に面した歩崎公園周辺には、さまざまな観光施設が立地していることから、管理運営や観光情報発信の一元化を図るため、歩崎公園ビジターセンターをオープンし、広域的な観光ネットワークの1つの拠点として誘客活動を図ってまいります。

また、近年、目的やテーマに沿った参加・体験型の観光ニーズが高くなっております。昨年実施した湖山の宝ツアーに引き続きまして、湖山の宝「食」普及促進事業として、特産品の調査やガイドブックの作成、特産品等の消費拡大を図るとともに、本市の魅力のPRを進めるなど、商工関係団体等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

第5に、「みんなで作る連携と協働のまちづくり」につきましては、まちづくりの基本精神は、自助・互助・公助の三助の精神が大切だと考えております。互助の精神をとうとび、地域社会における役割を自覚をしながら、市民と行政がお互いに理解し合い、信頼し合える環境づくりに努めてまいります。

コミュニティづくりにつきましては、地域の連帯感を醸成し、文化の継承や活性化など地域づくりに欠かせないものであります。新年度地域の活動拠点として田子内コミュニティセンターの建設整備を初め、8地域の集会施設の整備を支援してまいります。

協働のまちづくりの推進につきましては、相談窓口の明確化や協働事業推進計画づくりを進めてまいります。また、幅広い行政情報の提供や市民情報の共有化に努める必要性から、市のホームページをリニューアルし、市民ニーズに合った情報の発信と市のPR促進に努めてまいります。

また、ふるさと納税による支援者を初め、市外在住の方でも本市への思いを強く抱いていただいている方々がございます。その方々を市民としてとらえ、市とのきずなを結ぶふるさと市民制度を実施してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、社会環境が目まぐるしく変化する時代にあつて、男性も女性も積極的な参加が求められることから、男女共同参画計画に沿った事業を推進をいたします。

霞ヶ浦新庁舎につきましては、この5月6日に業務を開始する運びとなりました。議員の皆様方を初め、市民のご理解、ご協力に対し深くお礼を申し上げる次第であります。庁舎本体は、環境に配慮した太陽光発電設備を整え、庁内すべてを見通すことができるワンフロア構造になって

おりまして、格段に利用しやすくなります。今後は、行政拠点はもとより、防災、市民交流の拠点としての役割を果たすべく、市民の方々に大いに活用していただきたいと考えております。

さらに、平日の通常執務時間内に仕事などの都合で、市役所に来られなかった方々のために、千代田庁舎の窓口業務の一部を、毎週木曜日午後7時15分まで、2時間延長して行うことといたしました。

職員の育成につきましては、平成20年度から目標管理方式の人事評価制度を運用しております。平成21年度から行政評価と連動させておりました。今後も組織全体が共通認識を持った中で、職員の能力開発やその活用につなげてまいります。

総合計画につきましては、前期基本計画を市の基礎づくりとしてとらえ、社会環境の変化、住民ニーズに沿った新たな市の躍進に向けた後期計画の策定に着手をいたします。

なお、合併5周年記念事業として、子どもたちに将来の夢を語ってもらい、新総合計画の中で新たな目標として位置づけしてまいりたいと考えております。

市の行財政運営につきましては、第2次行財政改革と集中改革プランに基づき、市の目指すべき改革の柱を明確にしながら推進してまいります。

また、行政評価システムと予算決算管理との連動など、効率的かつ効果的な事業管理に基づき、スクラップ・アンド・ビルドを一層推進し、市民が真に求める事業への重点配分と健全な財政運営に努めてまいります。

さらに、財源の確保につきましては、引き続き全庁的な体制による収納率の向上に努めるとともに、企業活動の支援や雇用対策など、さまざまな視点からの地域振興策や産業活性化策を推進することによりまして、将来の税収増につなげてまいりたいと考えております。

ただいまご説明してまいりましたまちづくりを実現するための平成22年度予算の概要をご説明いたします。

一般会計は151億3000万円で、平成21年度の予算と比較しますと、11億3000万円、8.1%の増、子ども手当の影響分を差し引きますと、4.3%の増となっております。

歳入につきましては、税収が落ち込む中、地方交付税や臨時財政対策債の増により、一般財源が確保されましたが、社会保障関係経費や公債費が伸びる中、学校耐震化の推進など新たな課題に対応するため、合併特例債、基金等の活用により、地域の活力再生を目指す予算といたしました。また、切れ目のない経済対策として、国の第二次補正において決定をした地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して、平成21年度補正予算に公共施設の整備改修事業を追加し、新年度予算とあわせて経済対策に取り組んでまいります。

特別会計につきましては、6会計合わせまして91億8200万円で、4億3026万6000円、4.5%の減となっております。一般会計、特別会計合わせまして総額243億1200万円となり、前年対比で6億9973万4000円、3%の増となっております。

企業会計であります水道事業会計の予算では、収益的収入及び支出の収入額は10億4703万2000円で、前年対比で2452万3000円、2.3%の減、支出額は10億4699万3000円で、2451万9000円、2.3%の減となります。資本的収入及び支出の収入額は1億1400万円で、前年対比で2億7210万円、70.5%の減となり、支出額は5億2379万5000円で、前年対比3億5605万8000円、40.5%の減となっております。

以上、変化の激しい今日の社会情勢の中で、行政の果たすべき役割はますます多様化し、的確な対応が求められております。このような状況のもと、職員と一丸となって努力と創意工夫を重ねるとともに、今後も引き続き地方自治の主権者であります市民の皆様との協働で、希望に満ちあふれた安全で住みよいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

新しい時代の変革期に当たり、改めて議員各位を初め市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます、新年度の施政方針といたします。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、市長の施政方針演説を終わります。

---

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（桂木庸雄君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、市長より報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました報告第1号につきましては、霞ヶ浦庁舎建設工事に伴う変更契約について、地方自治法第180号第1項の規定によりまして専決処分をしたものであります。

内容につきましては、外構工事におきます雨水排水計画を変更したことに伴い、契約金額を変更したものでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、報告第1号の報告を終了いたします。

---

#### 日程第5 議案第1号ないし議案第32号

○議長（桂木庸雄君）

日程第5、議案第1号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について、ないし議案第32号 市道路線の認定についてまでの32件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

次いで、提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました各議案につきまして、提案の理由を順次ご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の一部改正により、かすみがうら市長の選挙におけるビラ作成の公費負担に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第2号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の

制定につきましては、市の歴史文化などの地域資源の情報提供の場として、かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターを設置するための条例を制定するものであります。

また、施設の設置に伴い、かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例並びにかすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を、あわせて改正するものであります。

次に、議案第3号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、組織の一層の充実を図るため、協議会の委員定数を改正するものであります。

次に、議案第4号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、環境保全監視員を新設することに伴い、報酬額を設定するものであります。

次に、議案第5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の人事評価において、平成22年度分の評価から、次年度の勤勉手当へ反映するために改正を行うものであります。

次に、議案第6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の時間外手当の支給につきまして改正を行うものであります。

次に、議案第7号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定につきましては、茨城県公害防止条例が改正されたことにより、改正を行うものであります。

次に、議案第8号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定につきましては、組織の一層の充実を図るため、委員の定数を改正するものであります。

次に、議案第9号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、身体障害者福祉法施行規則の一部改正により改正を行うものであります。

次に、議案第10号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険税の基礎税額を算出するため用いる割合を引き下げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成22年1月20日をもって本市を含む14の漁業協同組合が合併したことにより、改正を行うものであります。

次に、議案第12号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の一部改正により、改正を行うものであります。

次に、議案第13号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正により、改正を行うものであります。

次に、議案第14号 かすみがうら市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、美並地区公民館を廃止し、霞ヶ浦公民館と併設させるための条例の改正並びに千代田公民館の会議室等の区分において、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個室型店舗における防火安全対策推進のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、国の第2次補正予算において交付されました地域活性化・生活対策臨時交付金により造成をした基金について、所期の目的を達成したため、廃止をするものであります。

次に、議案第17号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、多目的会館を廃止することにより、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号 平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、11億5342万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億8957万3000円とするものであります。

内容といたしましては、国の第2次補正予算に計上されました経済対策及び学校施設耐震化並びに子ども手当支給の準備に要する事務費等を計上するものであります。

次に、議案第19号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億446万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億5842万8000円とするものであります。

内容といたしましては、保険給付費の不足分について、地域福祉基金を取り崩し、繰り入れを行うものであります。

次に、議案第20号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2509万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4842万9000円とするものであります。

内容といたしましては、平成20年度の決算に伴う一般会計への繰り出し並びに医療費の減額を行うものであります。

次に、議案第21号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1939万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6403万2000円とするものであります。

内容といたしましては、平成20年度の決算に伴う一般会計への繰り出しを行うものであります。

次に、議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に492万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億5556万3000円とするものであります。

内容といたしましては、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金並びに建設負担金を計上するものであります。

次に、議案第23号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入の既決予定額3億8610万円に出資金150万円を追加し、資本的収入の総額を3億8760万円とするものであります。

なお、補てんされる過年度分損益勘定留保資金の額3億9831万3000円を3億9681万3000円に改めるものであります。

次に、議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は151億3000万円で、前年度予算と比較しますと、11億3000万円、8.1%の伸びとなっております。



次に、議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は44億5800万円で、前年度予算と比較しますと、3524万6000円、0.8%の伸びとなっております。

次に、議案第26号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は220万円で、前年度予算と比較いたしますと、1925万7000円、89.7%の減となっております。

次に、議案第27号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は5億6070万円で、前年度予算と比較しますと、1729万2000円、3.2%の伸びとなっております。

次に、議案第28号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額12億3610万円で、前年度予算と比較しますと、4億5422万5000円、26.9%の減となっております。

次に、議案第29号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額3億5870万円で、前年度予算と比較しますと、5167万6000円、12.6%の減となっております。

次に、議案第30号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額25億6630万円で、前年度予算と比較しますと、4235万4000円、1.7%の増となっております。

次に、議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出につきましては、収入が10億4703万2000円、支出が10億4699万3000円であります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が1億1400万円、支出が5億2379万5000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額、4億979万5000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、議案第32号 市道路線の認定につきましては、下稲吉字角来西地内に位置し、都市計画法の規定に基づく開発行為により新設されました道路で、市道として認定するものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、各常任委員会で担当部課長から説明をいただきますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

以上で提案説明が終了いたしました。

上程議案に対する質疑は、会期第4日の3月5日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、そのようにいたします。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月3日午前10時から一般質問を行います。  
本日はこれにて散会いたします。  
長時間にわたりご苦勞さまでした。

散 会 午前11時22分